

地籍調査 土地所有者の皆様へ

1. はじめに

地籍調査を実施する区域に土地をお持ちの方には、地籍調査を進めるために様々な手続きが必要となりますが、土地の境界を明確にし、災害復旧にも役立つため、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

2. 土地所有者の皆様にご協力をお願いすること

①事業の説明

地籍調査の概要や調査を行う区域について、地元説明会や資料の郵送で所有者の皆様にご説明します。

②現地立会

現地で境界の確認をお願いいたします。

指定した日時に境界を確認できない場合は、日程の変更や代理人への委任等に対応いたします。

現地立会により、土地の分割や合併、地目や地番の変更等が必要な場合には、そのことへの同意をお願いいたします。

③地図等の閲覧

作成した図面や土地の面積、地目、所有者等の確認をお願いいたします。

作成した地図等に疑問がある場合は申出を行っていただき、必要に応じて再度現地調査を行います。

3. 注意していただきたいこと

①相続手続きが完了していない土地について

相続権のある方の中から代表相続人を決めさせていただき、その方に現地立会や地図等の閲覧をしていただきます。

代表相続人以外の相続権のある方全員へ、代表相続人への委任状の提出依頼を送付いたしますので、米沢市へのご提出をお願いいたします。

委任状の記入例や返信用封筒も同封いたします。

②委任状の提出について

地籍調査を実施する区域に土地をお持ちの方が現地立会や地図等の閲覧を代理人に委任する場合は、委任状の提出が必要となります。

委任状の様式は、現地立会依頼や地図等の閲覧依頼と一緒に送付いたします。

また、委任状の記入例や返信用封筒も同封いたします。

こちらの委任状も米沢市へ提出してください。

③経費の負担について

土地の測量や地図作成の経費は米沢市が負担します。しかし、現地立会や地図の閲覧等における交通費や日当はお支払できません。

④土地の境界が決まらないとき

土地の境界が確定できないと「筆界未定」となり、図面（公図）に境界線を表示できません。

筆界未定となった場合には、地籍調査完了後に自己負担で境界線を図面に表示していただくことになってしまいます。